

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社エナリス・パワーマーケティング
住所	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	電力の売買・仲介/電気小売り事業		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推進体制	親会社である株式会社エナリスにEMSの普及業務、環境配慮型メニューの普及業務、電源開発業務、電源獲得業務、需給管理業務を委託し、計画を推進します。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2020年度)	0.483 (kg-CO ₂ /kWh)	0.621 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2021年度)	0.483 (kg-CO ₂ /kWh)	0.621 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2023年度)	0.483 (kg-CO ₂ /kWh)	0.621 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2031年度)	0.433 (kg-CO ₂ /kWh)	0.392 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) 現在の排出係数を維持できるよう、需要の拡大に合わせて太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入量を拡大できるよう、予測技術の向上を図るとともに、電源獲得活動を実施します。 長期目標に関しては、エネルギー供給構造高度化法における非化石エネルギー目標比率44%を達成することを想定して目標設定を行います。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2020 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2021 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2031 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容) -		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2020 年度)	4,195 (千kWh)	16.70 (%)
	当年度目標 (2021 年度)	4,195 (千kWh)	16.70 (%)
	短期目標 (2023 年度)	4,195 (千kWh)	16.70 (%)
	長期目標 (2031 年度)	11,052 (千kWh)	44.00 (%)
	(目標に係る措置の内容) 需要の拡大に合わせて太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入量を拡大できるよう、予測技術の向上を図るとともに、電源獲得活動を実施します。 長期目標に関しては、エネルギー供給構造高度化法における非化石エネルギー目標比率44%を達成することを想定して目標設定を行います。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	未利用エネルギーの活用に関して現在具体的な目標はありませんが、今後検討していきます。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	将来にわたり、自社で火力発電所を保持する予定はありません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	需要家に対して、親会社である株式会社エナリスの提供するEMSを紹介し、節電を促すことで使用電力量の削減を図ります。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	高度化法対策および需要に応じ、非化石証書取引およびJクレジット調達を実施します。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。